

## Supported Decision Making をめぐる海外の議論の動向

障害ユニット 研究支援者  
木口恵美子

キーワード：意思決定、支援、障害者、権利、関係性

## 2. 障害者の権利条とSupported Decision Making

### 1. はじめに

平成18年（2006年）に国連の「障害者の権利に関する条約（以下障害者の権利条約）」が採択されて以降、国内外で「Supported Decision Making以下SDM」をめぐる議論が盛んになっている。

日本でも、2011年に改正された障害者基本法第23条で、国や地方公共団体に対して、障害者や家族などへの相談業務や、成年後見制度などの制度の利用の際に、意思決定に配慮する義務を定め、2013年から施行された障害者総合支援法では、指定障害者福祉サービス事業者や指定相談事業所等に対して、障害者等の意思決定の支援に配慮することを責務として定めるなど、「意思決定の支援」という文言が盛り込まれるようになった。

木口（2014b）は、障害者の権利条約におけるSDMの議論の検討を通して、意思決定支援の核には自己決定があるという考えを示すと共に、日本の制度に現れた意思決定支援は、現在の成年後見制度を前提としていることや、関係者によって、支援する側に焦点が当てられているとして批判的に検討し、権利条約に即して考える必要があるとする。

そこで本稿では、あらためてSDMの方向性を考えるため、障害者の権利条約前後に現れた海外のSDMの議論の検討を行う。

### （1）障害者の権利条約の目的と特徴

障害者の権利条約を成立させるための動きは、2001年12月の第56回国連総会で、メキシコ提案の「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」を検討する決議案を採択したことから始まる。そのための委員会が設置され、計8回の会合を経て5年後の2006年の採択に至ったのである<sup>i</sup>。

障害者の権利条約の目的は、第1条に「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と明記されているように、障害者のための新たな権利を求めているのではなく、障がいを持たない人が当たり前に享受してきた人権や基本的自由を、障害を持つ人にも平等に実質的に保障することである<sup>ii</sup>。

さらに、条約の前文で「全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること（後略）」と述べていることについて、東（2009）は、条約は社会権と自由権を包括しそれらを分けて考えず、その橋渡しとして「合理的配慮」を位置付けたことに条約の特徴があると述べている。

また、池原(2008)は、「障がいのある人がその有する判断能力を発揮できるように必要な支援を得ることが合理的配慮の一形態」と、自己決定の支援と合理的配慮を関係づけている。

## (2) 障害者権利条約におけるSupported Decision Making

木口(2014a)は、障害者権利条約におけるSDMの議論を①成年後見制度、②法的能力、③関係性の視点からまとめている。①は、代行決定の制度の代替として望まれているが、代行決定から意思決定支援への移行は時間がかかり、慎重かつ地道に取り組むべき課題であること。②は、法的能力がすべての人に認められ、法的能力の行使が困難な場合に、「支援を受けた意思決定」を受けることが権利として認められたこと。③は、法的能力が認められることで、時間がかかっても、信頼と尊厳を尊重する関係性の構築が期待され、そのような関係性を構築する支援者には、インフォーマルな人、仲間、パーソナルアシスタント、地域の人などが考えられていることである。

それでは、このようなSDMの考え方は、いつ頃からどのように起こったのだろうか。

## 3. 障害者の権利条約以前のSupported Decision Makingの議論

### (1) C.A.C.L (Canadian Association for Community Living) におけるSDM

#### ①C.A.C.L特別委員会報告書の概要と枠組み

SDMの検討は、障害者の権利条約の策定が検討される以前の1990年代から、カナダ全域の、知的障害関係者を中心とする権利擁護団体の連合体であるC.A.C.L (Canadian Association for Community Living) においてすでになされており、権利条約12条は、1992年にカナダのC.A.C.L特別委員会が作成した、「後見人制度に関する代替策についてのC.A.C.L特別委員会のレポート」<sup>iii</sup>の提言がもととなり、国際障害者コーカス等が後押しをしてまとめられたと言われている(植木2008)。この報告書は、1991年4月に知的に障害を持つ人の当事者団体であるピープルファースト・オブ・カナダが決議した、個人の権利を奪う後見人制度を法律は認めるべきではないという主張に基づいて、1991年10月に結成された、後見人制度の代替策の特別委員会による審議をまとめたものであり、内容は以下のとおりである。

- 第1部 序論
- 第2部 意思決定に関する新しいパラダイム
- 第3部 支援された意思決定 その原則
- 第4部 能力を認める法制化の必要性
- 第5部 どのようにして支援された意思決定は作用するのか
- 第6部 経済的財政的権利と意思決定
- 第7部 支援された医療的意思決定
- 第8部 援助ネットワークの促進
- 第9部 セーフガードと説明責任の方法
- 第10部 法令による審査と一連の法制度
- 第11部 結論

第2部と第3部の内容を確認すると、まず第2部では、特別委員会の大きな役割は、単に既存の代行決定に手を加えることではなく、障害を持つ人が自分の人生に影響する選択を行うこと、そして他の人と共にコミュニティでの決定や活動への参加が難しいとされ否定されてきた人々に権利を認め、インクルージョンを促進することであり、そのために、権利を認めてエンパワーする意思決定の新しい思考枠組みが必要であることを述べている。

具体的には、これまで自己決定や自律の権利は、独立して他者から干渉されずにその権利を行使できる個人を前提として考えられてきたことに対して、自己決定や自律は他者との関係を用いても表現され得るのであり、独立した決定だけでなく、相互依存の関係の下での選択や意思決定も、正当で意義があるという思考枠組を提案し、そのような共同で相互依存的な意思決定のプロセスを法的に認めることを主張している。

## ②報告書におけるSDMの原則

第3部では、新たな意思決定のモデルとして、「SDM」を提示し、その原則を9項目にまとめている。全文を引用すると長くなるので、次に簡潔にまとめる。

- i. すべての成人は自己決定の権利があり、家族や友人の支援を受けて自分に関して意思決定する権利がある。
- ii. すべての個人は意思を持ち、意思決定できる。
- iii. 意思決定の支援は、助言や情報提供、選択肢と結果の話し合い、個人の希望等を第三者に伝えることを含む。支援は個人の希望を認め、利益の衝突から無関係でなければならない。
- iv. 人は相互依存している。法は、他者の支援によってなされた決定を認めるべきである。
- v. 他者の支援を得ずに意思決定する権利が尊重されると同様に、特定の個人からの支援を拒否する権利も有しなければならない。
- vi. 支援された意思決定の基礎は、支援する側とされる側の信頼関係の存在にある。コミュニティから疎外されている者には非公式の個人的なネットワークが確保できるように、国は適当な方法を提供しなければならない。
- vii. 法は、能力によって差別してはならない。むしろ経済的バリアを含む地域参加への法的バリアを除去すべきである。
- viii. 第三者の利益と関与は、個人の選択の権利の侵害となつてはならず、支援された意思決定のプロ

セスを無価値にしてもならない。

- ix. すべての個人は「能力」を決定するための評価をされるべきではない。個人の決定は次の3点で検証される。(a)個人の意思が尊重されているか、(b) その決定が不適切な影響のもとで下されていないか、(c) 支援を提供する者は、知識と支援を受ける者が知らない間に許可なく決定から利益を得ていないか。

ここで、誰もが意思決定ができるという考え方や、決定は必ずしも単独で行われるわけではないという理解や、意思決定の支援は信頼関係に基づくこと、能力によって差別されず、決定も評価されないという考え方などが示されている。さらに、国がコミュニティから疎外されている者のネットワークの構築に関与すべきことや、法律は地域生活のバリアの除去する役割を持つことを求めている。

## (2) カナダの成年後見法にあらわれたSDM

### ①背景と特徴

ロバートM.ゴードン (Robert M.Gordon,2000) によれば、1990年代から、カナダの成年後見の法律の中に「支援された意思決定：assisted (supported) decision making」が現われるようになった背景にはノーマライゼーション思想があり、誰もが日々の生活の中で相互依存的な意思決定を行っており、相互依存しているからといって精神（知的）に障害があるわけではないという考え方と、支援を他者より多く必要とするということは、程度の問題であつて絶対的な問題ではないという考え方が根底にある。

各州によって、SDMの考え方の法律への現れ方は異なっており、ゴードンは (i) 後見制度の具体的な代替、(ii) 後見制度の代替と認識され、法律で定義されるもの、(iii) 直接は認められず、代替として定

義されないものの3類型に分類している。

(i) の例として、プリティッシュコロンビア州の Representation Agreement Act<sup>iv</sup>があり、1996年の法改正で制定され2000年より施行されている。この法律では、非営利団体が運営する組織<sup>v</sup>に、本人と本人が信頼して指名する家族や友人などインフォーマルな人が登録を行うことになっている。登録に際して法的能力を立証する必要はなく、その登録によって医療、金融関係、サービス提供等の他者に対して、サポートネットワークが本人の意思決定を支援し、具体的な問題では決定を代理する権限を本人から与えられていることを示すことができる。

(ii) の例は、マニトバ州の「The Vulnerable Persons Living with Mental Disability Act (1993)」がある。この法律は、知的に障害を持つ人を対象とした、主に代行決定について定めた法律ではあるが、SDMを「バルネラブルな人が、彼、彼女のサポートネットワーク<sup>vi</sup>のメンバーから提供されるアドバイス、支援、手助けを通して、自分自身のケアや財産を顧慮した意思の決定をし、伝えることを可能にするためのプロセスのことである」(6条1項)と定義し、代行決定以前に重要なこととして位置づけている。そして、インフォーマルな人たちによるサポートネットワークが支援の役割を担い、その支援による決定が尊重されなければならないとしている。

マニトバ州で着目する点は、SDMやサポートネットワークの支援を具体化するために、知的障害を持つ人がサポートネットワークの支援を受けながら、金銭管理や介助者の選択や雇用を行うダイレクト・ペイメント事業を、法律の制定と並行して1993年に試行事業を開始(1996年に制度化)し、SDMをその事業の核となる理念に据えていることである<sup>vii</sup>。この事業を通して深められたSDMの概念は次章で触れることにする。

(iii) の例としては、オンタリオ州の代行決定法があり、その中で、成人の決定権を制限しない、適切な支援や手助けがあれば、裁判所は後見人を任命しないとしているが、そのような支援や手助けの発展を促してはいない。

## ②法律の影響と課題

このように法律による定義の有無、対象などは各州で異なっている、自己決定の権利や、制限の最も少ない代替への権利を認めていることや、裁判所の任命による代行決定を最後の手段としている点では共通しており、SDMの出現によって、自発的な社会的権利擁護の仕組みの重要性が強められ、権利擁護者は情報や助言、意思の伝達等を提供して本人の自律を育む役割を持つことが認識された点などを評価する。

その一方で、非公式に行われてきた「支援された意思決定」の実際については調査が不十分であること、後見制度の組み換えの議論と代替の両方の議論が必要であるにも関わらず、組み換えの議論が多く、代替についての議論は不十分であること、支援された意思決定の提供が高齢者よりも知的、精神に障害のある人とその家族に集中していること等を問題としてあげている。

さらに、知的障害を持つ人への支援された意思決定は、長期のコミットメントを要求すること、財政的な基盤がなくボランティアで行うことは非現実的であること、支援された意思決定は新しいパターンリズムではないのではないかという疑問、放置や虐待の危険など、支援された意思決定の実践において注意すべき点を挙げていく(ゴードン2000)。

## 4. 障害者の権利条約以降の Supported Decision Making の各国の議論と動向

### (1) カナダ

#### ①C.A.C.Lの近年の議論

1992年のC.A.C.Lの報告書作成時に参画し、現在は

C.A.C.L.の副代表で、社会学の博士号を持つマイケル・バッハは国内外でSDMに関する講演や執筆などを行い各国で注目されている。2014年3月に行った講演の資料をもとに、現在のC.A.C.L.の議論を確認する。

まず、法的能力と精神能力の違いについて、法的能力は「法的な関係を創造、変更、または消滅するための能力であり権限」であり、精神能力は「個人が意思決定に必要な情報を理解でき、その情報を保持し、結果を正しく理解し、他者が理解する方法で決定を伝える」ことであって、法的能力と精神能力は異なるという見解を示す。

決定はヘルスケアや金銭や財産に関することだけではなく、住居、人間関係、仕事、移動、参加などの個人の生活に関することを含むが、これまでの法律は「無能力」という理由で障がいを持つ人から決定する権利を剥奪してきた。

障害者の権利条約は、自分自身で決定する権利と、法的能力の行使に当たって必要な支援を提供する国の義務、搾取や暴力などへのセーフガード、そして調整等の手助けを定めており、権利条約12条が求めているのは、精神能力だけではなく法的能力の権利を認識して支援する方法であるとする。

そして、意思決定の潜在能力を引き出すには、①個人の意識と好み、②個々独特の意思決定能力、③支援、④便宜や手助け、⑤法的平等の理解の5つが必要であるとする。

さらに、法的能力を可能にするには、①法的能力と精神能力が異なることを理解し、②個人の望みや希望や計画を中心に据え、③支援や手助けに焦点を当て、④個人が何を望むか意見が分かれた時は、“最善の利益”ではなく、“意思と好みに対する最適な解釈”を見つけ出すために話し合うことが大切であるとする。

支援は、意思決定の支援は本人が決めた人や、信頼する人や仲間などによって行われるだけではなく、通訳やコミュニケーションの支援、簡単な言葉や代替の書式・形式、独立した権利擁護など多岐にわたり、手助けや便宜は、例えば医師や金融機関などが意思決定

に時間をかけることや、簡単な言葉による情報提供の義務化や、意思決定のプロセスに支援者を巻き込むことなどを含むとしている。

そして、例えばこれまで本人に対して行ってきた「能力評価」を「支援と代替の策の必要性の評価」へ、「無能力の認定」を「支援の必要性の認定」へと変化させることなどを提案する（表1）。

表1 新たなアプローチ

能力の推定	自立のための推定
能力評価	支援や代替の方法の必要性の評価
拘留	代替の探求
無能力の発見	支援の必要性の発見
代行決定	Supported Decision Makingと任命の権限
最善の利益	意思と好みへの最適な解釈

マイケル・バッハ（2014）を参考に作成

そのために、①意思決定の支援の権利と確立のための行政の責務、②代替策が存在する場合の、無能力の認定、代行決定、拘留の禁止、③代替策の探究のための法的責務、④医師、金融機関の便宜といった“第三機関”の義務、⑤精神保健システムにおける権利相談、⑥支援の確立に対する政府の責務を求めている。

## ②マニトバ州におけるSDM

マニトバ州で知的障害者のダイレクト・ペイメント事業を運営するLiving In Friendship Everyday（以下LIFE）は、SDMを事業の理念として位置付け、SDMの実践と共に啓発を行っている。10年以上の実践に基づき、LIFEはSDMの価値と理念を次のように示している。

- 本人を決定の中心に置く。
- （サポートネットワークは）個人を支援するために選ばれている。

- 決定はプロセスであって結果ではない。
- 決定する権利は障害によって制限されるものではなく、人権に基づくものである。
- (サポートネットワークは) 人々が目標を達成することを助ける義務を持つ。
- 支援を受けた決定は信頼関係の上に成り立つ。
- 「完全な選択や答え」があるわけではない。
- たとえ決定に完全に賛成できなくても、本人が独自の決定に達するプロセスを支援する。<sup>viii</sup>

さらに、失敗や間違いに直面し、合理的ではない決定をした時こそ支援者は支援を張り巡らし、一歩身を引いてその状況を考え、本人の成長や学びにつなげていくことが重要であることや、本人の決定に賛成するかどうかは問題なのではなく、本人の決める権利が尊重される方法で決定に至ったかどうかは問題であると示している<sup>ix</sup>。

## (2) 各国の動向

### ①イギリス

Mental Capacity Act2005 (以下MCA) は、1989年に弁護士団体によって法改正の検討が始まり、2007年から実施されており、権利条約の発効と前後している。MCAは、能力が無いと認められない限り能力があると思ふことや、能力が無いと認められて代行決定に至るまでには、本人にとっての「最善の利益」を探ることが重要で、権利と自由への介入は最小限でなければならないとする。そのために法律は、何が「最善の利益」かを示すかわりに、「最善の利益」に至るためのチェックリストを提供している。

また法律は、迅速な対応などの為に、ヘルスケアサービスの提供者や家族による決定を認めると共に、深刻な生活や健康の問題に直面していて、相談できる家族や友人を持たない人には、本人の意思の確認や情報収集を行う独立した権利擁護 (Independent Mental

Capacity Advocates :IMCA) の提供を定めている<sup>x</sup>。

IMCAの存在がMCAの特徴であるとする見方がある(John Chesterman,2009)一方で、最善の利益の原則は代行決定につながるという指摘もされている (Nandini Devi, 2013)。

### ②オーストラリア

オーストラリアでは、南オーストラリアの権利擁護組織であるOffice of the Public Advocate<sup>xi</sup>が2010年から2012年にかけて「The Supported Decision Making Project」を実施し、裁判所が任命する代行決定に替わる意思決定支援の仕組みを模索し、オーストラリア国内ではじめてSDMに基づく試行事業や研究を行った。その結果、SDMに基づくサービスは、後見制度と併行することが可能で、SDMを活用する人は、後見人の任命を求めないことを明らかにした。

また、現在オーストラリアで進行中の障害者制度改革(National Insurance Disability Scheme以下NIDS)<sup>xii</sup>で取り組まれる、セルフ・ディレクテッド・ファンディング(個人の指示による資金)の実施の中で役割を持ち、この改革によって予想される個人の自律の拡大において、重要な位置を持つことが明らかだとする(Margaret, 2012)。

オーストラリアのシドニー大学法学部のTerry Carney名誉教授は、ソーシャルインクルージョンの促進という高い理想を掲げる法律があっても、現実には、市民権を完全に享受することを実施する仕組みの欠如等の課題が残り、法律が果たす役割には限界があり、SDMの実現のプロセスには、法律というよりもむしろ、政策、サービスの実践、知的障害者と彼らと関わる事業所や、人々の間で進展する信頼と相互依存関係の有機的な発展が条件であるとの見解を示す。

また、SDMとNDISを関連させ、NDISによる予算枠組みの変化の中でSDMが実態を伴う可能性があるとして述べている (Carny, 2013)。

### ③アメリカ

アメリカでは、2012年10月に知的・発達障害協会と法曹協会によって組織された会議に、当事者、医師、弁護士、教育者、サービス事業者、兄弟、親、権利擁護団体、行政担当者等が集まり、後見制度のような代行決定からSDMに移行する方法を探ることとなった。

2013年夏に、ダウン症のジュニーという29歳の女性が、両親が申し立てた後見制度のもとで、自由を制限されるグループホームに入れられたことに対して訴え、約1年間の訴訟の末勝訴し、自分が望む所で暮らし、働き、望む友人を持つ権利を得た。この裁判は、後見制度ではなくSDMを命じる最初のもので、どのように生きるかを定める個人の権利と、地域への統合に必要なとされる最も重要なニーズの提供における行政の進展に焦点を当てたとして、国内外で注目を集めた。

その年の10月に、SDMの前進と実施に向けたアウトラインを描くために、当事者、家族、後見人、弁護士、研究者、教育者、行政担当者、サービス提供者などが集まり、ワーキングチームに分かれて課題と行動計画について意見を出し合った。SDMの統一された指針の必要性や、権利の制限を最小限とする実践の共有、国内外の実践の収集等がコンセンサスとして得られ、継続して政策と実践におけるSDMの進展の努力を行なうこととなった<sup>iii</sup>。

## 4. おわりに

障害者の権利条約で「Supported Decision Making」の実践モデルは具体的に示されておらず、各国で権利条約12条と矛盾しない法律や計画を模索している。

しかし、法律が改正されれば問題が解決し、SDMが具体化されるわけではないことが指摘されている。権利条約の目的や実態を伴うSDMの実現に向けては、マイケル・バツハが言うように、支援に焦点を当てる

必要があるだろう。そして何よりも、地域における他の人との平等な生活を目指した支援が求められる。

支援にはいくつかのアプローチがあると考えられる。1つ目は、本人の意思を引き出し、他者に伝えるためのコミュニケーションや通訳、適切な情報提供の支援など、情報伝達保障の義務化やツールの開発といった、「支援の手段」である。2つ目は、本人の希望や気持ちを中心に据えた計画や関わりといった、パーソンセンタードアプローチによる本人参画を前提とした信頼関係に基づく対人援助で、サポートネットワークによる支援を含む、「支援の方法」である。3つ目は、マニトバ州やオーストラリアで、ダイレクト・ペイメントや柔軟な個人予算と共にSDMが議論されていたことから、サービスの拡充や予算の枠組みやセーフガードなどの議論を含む「支援の仕組み」である。

また、海外の取り組みからは、国や地域によってSDMの具体化の方法は異なり、多様であることが明らかとなった。他国の取り組みを参考にしつつ、自国に即した方法を模索する必要があるが、権利を基盤として考える必要があるだろう。日本では、信頼関係に基づくインフォーマルな関係性の強調については、家族介助の問題や、インフォーマルな関係性の構築の課題など、学齢時の統合や学齢期から青年期へのシームレスな支援のあり方と合わせて検討する必要があると思われる。

最後に、SDMは障がいを持つ人の自立生活や自己決定の権利の保障と同時に、相互依存性や信頼関係を認め、自己決定を支える関係性の構築や広がりを目指すことに意義と特徴があり、SDMを議論することで、自立支援と社会的孤立の防止の両面にアプローチできると考えられる。

今後も各国のSDMの議論を政策の動向と合わせて追跡して行きたい。

### 【注】

<sup>i</sup> それ以前にも障害者の人権の促進や保護のための障害者の

権利に関する宣言や、国際障害者年行動計画などが採択されてきたにも関わらず、法的拘束力を持つ新たな条約が必要とされた背景には、障害者が直面してきた人権侵害は、それまでの取り組みでは解決され得なかったという理由があることを忘れてはならない。

<sup>ii</sup> DPI日本会議事務局2007「障害者の権利条約の構造①」『DPIわれら自身の声』 vol.22-4 p16

<sup>iii</sup> 訳文は<http://nagano.dee.cc/cacl.pdf> (2014.12.28) で長野栄子が訳したものを見ることができる。

<sup>iv</sup> 障害者の権利条約のハンドブックでは、この法律が一つの好事例として紹介されている。法律は下記アドレスから参照できる。

[http://www.bclaws.ca/EPLibraries/bclaws\\_new/document/ID/freeside/00\\_96405\\_01](http://www.bclaws.ca/EPLibraries/bclaws_new/document/ID/freeside/00_96405_01) (2014.12.28)

<sup>v</sup> 運営組織については下記アドレスを参照。<http://www.nidus.ca/> (2015.1.7)

<sup>vi</sup> サポートネットワークは、法律で「[「バルネラブルな人にアドバイスや支援や援助を提供する、一人かそれ以上の人で、その中には (a) バルネラブルな人の配偶者や事実上のパートナー、(b) バルネラブルな人の家族、(c) それ以外の、バルネラブルな人に選ばれた人が含まれるだろう。】(1条1項定義)と定義されている。

<sup>vii</sup> マニトバ州の法律や知的障害者のダイレクト・ペイメント事業については木口 (2014c) を参照。

<sup>viii</sup> LIFEのニュースレター「Connections Newsletter」2010年9月発行で、「支援を受けた意思決定」の特集を組んでいる。

[http://www.icof-life.ca/cim/dbf/2010\\_fall\\_newsletter.pdf?im\\_id=182&si\\_id=3203](http://www.icof-life.ca/cim/dbf/2010_fall_newsletter.pdf?im_id=182&si_id=3203) (2010.10.28)

<sup>ix</sup> 注viiに同じ。

<sup>x</sup> Mental capacity Actに関しては、菅富美枝 (2010, 2011) などにより詳細に紹介されている。

<sup>xi</sup> 行政から独立し法令で定められた、意思決定の支援が必要と思われる人の権利と利益の促進を目的とする組織で、同様な組織はオーストラリア内でビクトリア州にもある。

<sup>xii</sup> NDISについては、木口 (2014a) 参照

<sup>xiii</sup> 会議の報告が「Supported Decision Making : An Agenda

for Action」としてまとめられている。

<http://jennyhatchjusticeproject.org/> (2014.8.20)

#### 【参考文献】

- ・池原毅和 (2008) 「自己決定を支えなければ」『福祉新聞2008年3月17日連載21
- ・木口恵美子 (2014a) 「オーストラリアNSW州の障害者福祉の動向－ダイレクト・ペイメント制度化に向けて－」『現代社会研究第11号』東洋大学現代社会総合研究所, P199-207
- ・木口恵美子 (2014b) 「自己決定支援と意思決定支援－国連障害者の権利条件と日本の制度における「意思決定支援」－」『福祉社会開発研究第6号』東洋大学福祉社会開発研究センター P25-31
- ・木口恵美子 (2014c) 「知的障害者の自己決定支援」筒井書房
- ・椎木章 (2008) 「後見制度は、知的障害を持つ人の尊厳と人権保障につながるのか－国連障害者権利条約第12条から『共同意思決定』システムへの流れ－」『発達人間学論叢第11号』p163-164
- ・菅富美枝. (2010). イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理. ミネルヴァ書房.
- ・菅 富美枝. (2011). 「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想」. 『経済支林』78巻3号, 341-374.
- ・東俊裕 (2009) 「障害者権利条約－条約批准に障害となる日本の国内法や制度は何か?」2009年5月16日開催「障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する調査研究」第一回研究会講義要旨。
- ・John Chesterman, Barbara Carter (2009) Supported decision-making Background and discussion paper, Office of the Public Advocate  
[http://www.publicadvocate.vic.gov.au/file/file/Research/Discussion/2009/0909\\_Supported\\_Decision\\_Making.pdf](http://www.publicadvocate.vic.gov.au/file/file/Research/Discussion/2009/0909_Supported_Decision_Making.pdf) (2014.12.24)
- ・Margaret Wallace (2012) Evaluation of the Supported Decision Making Project, Office of the Public Advocate.  
[http://www.opa.sa.gov.au/resources/supporteddecision\\_making/may\\_2013\\_update](http://www.opa.sa.gov.au/resources/supporteddecision_making/may_2013_update) (2014/05/01)

- ・ Michael Bach(2014) Supported Decision Making Evolution of an idea and Canadian experience, Lessons Learned from the Canadian Experience: Supported Decision Making Models, Supported Decision Making Webinar Series-Part One, March 26, 2014  
[http://jennyhatchjusticeproject.org/sites/default/files/Supported\\_DM\\_032614.pd](http://jennyhatchjusticeproject.org/sites/default/files/Supported_DM_032614.pd) (2015.1.7)
- ・ Nandini Devi, (2013) Supported Decision-making and Personal Autonomy for Persons with Intellectual Disabilities: Article 12 of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Human and Disability / Winter 2013 Journal of Law, Medicine & Ethics:792-806
- ・ Robert M. Gordon. (2000) The Emergence of Assisted (Supported) Decision-Making in the Canadian Law of Adult Guardianship and Substitute Decision-Making, International Journal of Law and Psychiatry, Vol. 23, No.1, 61-77
- ・ Terry Carney (2013) Participation and service access rights for people with intellectual disability: A role for law?, Journal of Intellectual & Developmental Disability, March 2013;38 (1) :59-69

**【参考URL】**

- ・ 南オーストラリア : Office of the Public Advocacy  
<http://www.opa.sa.gov.au/>
- ・ アメリカ : National Resource center for Supported Decision-Making <http://www.supporteddecisionmaking.org/>